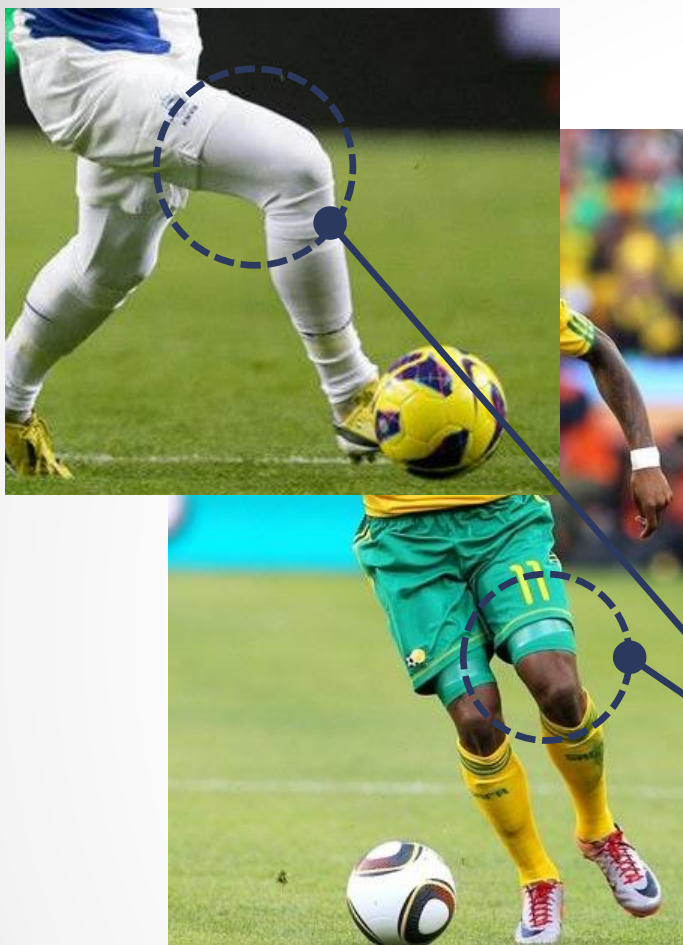


# ユニフォーム規程に関する補足説明

(一社)横浜サッカー協会  
4種委員会



左はショーツの裾が白色のため  
アンダーショーツは白色でも  
認められる。

### 競技規則第4条：競技者の用具

#### 3色

アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。



ショーツの色とアンダーショーツの色と同じ色でないため認められない！

NG

- ◆ 左の場合にはショーツが緑色（裾のピンストライプは関係ない）となっているため、アンダーショーツは緑色を着用。
- ◆ 上の場合にはショーツの主たる色は「赤色」、ショーツの裾の色は「白色」となっている。従って、競技規則に従えばアンダーショーツは「赤色」または「白色」を着用することができる。
- ◆ いずれも同じチーム内では同じ色でなければならない。



### 競技規則第4条：競技者の用具

#### 3.色

アンダーシャツは、シャツの袖の主たる色と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。



- ◆ 左上の場合、シャツおよび袖の主たる色が「縞模様」になっているケース。その場合、シャツの主たる色をチームとして統一されていれば問題はなく、写真の場合には「あずき色」を主としてアンダーシャツとしている。
- ◆ 左下の場合、シャツの袖の主たる色は「ネイビー色」となっているため、アンダーシャツも同色としている。袖の先部分の色ではない（ショーツと取扱いは異なる）。
- ◆ シャツの左右の袖の主たる色が異なる場合、いずれかの色と同色のアンダーシャツを着用する。シャツの色のベースとなっている色を採用するのが通例。
- ◆ アンダーシャツを着用した場合、丸首、ネック等の形状は特に規定されているものではない。
- ◆ いずれも同じチーム内では同じ色でなければならない。



YSCC HPより引用

- ◆ユニフォーム規程（JFAおよび神奈川県サッカー協会に準ずる）の第4条：ユニフォームの色彩の第3項に「チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。」と定められている。
- ◆同条の第4項に「主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを検討する。」となっている。
- ◆ここで言われているユニフォームとは、試合前に提出されたメンバー登録票に記載されているユニフォームのことであり、「シャツ」「ショーツ」「ソックス」のことを示している。
- ◆色彩が類似しているためにユニフォームを変更する場合、「シャツ」だけを変更することは規定上、容認できない。「ショーツ」「ソックス」を含めて変更すること。
- ◆但し、ユニフォーム規程の第4条の第5項に従い、「主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。」とされており、その場合は主審の判断に従う。



- ◆ユニフォーム規程（JFAおよび神奈川県サッカー協会に準ずる）の第4条：ユニフォームの色彩の第3項に「チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。」と定められている。この規定はGK（ゴールキーパー）も同様に扱う。
- ◆競技規則の第4条：競技者の用具の第3項「色」では「それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。」となっている。
- ◆ゴールキーパーのユニフォームとしてフィールドプレーヤーと同様に正・副で異なる色彩を用意すること。
- ◆ここで言われているユニフォームとは、試合前に提出されたメンバー登録票に記載されているユニフォームのことであり、「シャツ」「ショーツ」「ソックス」のことを示している。
- ◆同じチーム内で複数のゴールキーパーを登録する場合、人数分の正・副のユニフォームを用意すること。例えば、上記の「HOME（ピンク色）」のユニフォームで背番号「1」「21」「31」として複数のユニフォームを用意する。



色  
黒または、シャツの主たる色と同じ色でなければならない。  
同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

## • ヘッドカバーを着用する場合

- 黒または、シャツの主たる色と同じでなければならない（同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする）。
- 競技者の用具として、見苦しくない外見であること。
- シャツと一体となっていない。
- 着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすもの（例えば、首周りが開閉する構造となっている）であってはならない。
- 表面から突き出ている部分（突起物）があってはならない。



## 第8回チャンピオンシップU10大会 メンバー用紙

月・日 試合開始時間	月	日	時	分	会場	
---------------	---	---	---	---	----	--

自チーム名		対戦チーム名	
-------	--	--------	--

NO.	背番号	氏名(フルネーム)	NO.	背番号	氏名(フルネーム)
1	①5	空野 太郎	12		
2	10	空野 次郎	13		
3	21/⑱	空野 三郎	14		
4			15		
5			16		

- ◆ 同じチーム内で複数のゴールキーパーを登録する場合、メンバー表には個人を特定することができるように記載する。
- ◆ 上記メンバー登録用紙のように「1/5」と記載した上で、先発する場合の背番号を指定、更にフィールドプレーヤーで出場（交代等）する場合の背番号を併記する。
- ◆ 登録するゴールキーパーが複数いる場合、交代する選手の背番号を登録する際、「21/19」のように「/」で区切って背番号を登録する。
- ◆ いずれも試合開始時に着用するユニフォームの背番号に「○」を付ける。

#### 第4条 競技者の用具

##### 3. 色

- ・両チームは、お互いに、また審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- ・それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- ・両チームのゴールキーパーのジャージーが同色で、両者が他のジャージーと着替えることができない場合、主審は競技を始めることを認める。

アンダーシャツは、シャツの袖の主たる色と同じ色でなければならない。

アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。

同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

##### 4. その他の用具

ヘッドギア、フェイスマスク、また膝や腕のプロテクターなど危険でない保護用具で、柔らかく、軽いパッドが入った材質でできているものは、ゴールキーパーの帽子やスポーツツメがねと同様に認められる。

ヘッドカバーを着用する場合、それは：

- ・黒または、シャツの主たる色と同じでなければならない(同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする)。
- ・競技者の用具として、見苦しくない外見であること。
- ・シャツと一体となっていてはならない。
- ・着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすもの(例えば、首周りが開閉する構造となっている)であってはならない。
- ・表面から突き出ている部分(突起物)があってはならない。

#### (公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規程 より抜粋

##### 第4条〔ユニフォームの色彩〕

1. ユニフォームのうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
2. シャツの前面と背面の主たる色彩は同じでなければならない。ショーツ及びストッキングの前面と背面の色彩は同じでなければならない。
3. チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。
4. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
5. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

##### 第5条〔ユニフォームへの表示〕

ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章(チーム名、チームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章(製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク)とする。

###### (1) チーム識別標章

シャツには、チーム識別標章を必ず表示しなければならない。シャツ以外へのチーム識別標章の表示は任意とする。

###### (2) 選手番号

シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩(服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地を付ける)

番号は整数の1から99を使用するものとし、0は認められない。登録選手が100名以上の場合は100以上の番号の使用が認められるものとする。

##### 第9条〔表示の禁止〕

ユニフォームには、政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージ又はイメージを表示してはならない。